西条市認知症カフェ開催費補助金交付要綱

平成28年4月1日

(要)告示第48号

改正　令和2年9月3日（要）告示第82号

改正　令和3年3月8日（要）告示第11号

（趣旨）

第１条　認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図り、認知症の人及びその家族を支える地域づくりを推進することを目的として実施する認知症カフェ事業に対し、予算の範囲内において、西条市認知症カフェ開催費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成１６年西条市規則第４０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその家族が気軽に集い、交流、相談、情報共有、正しい知識の普及啓発等を行うことで、認知症の人及びその家族の孤立の防止及び関係機関との連携を図る活動をいう。

（補助対象）

第３条　補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当し、市長が認める団体とする。ただし、宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を行うものを除く。

(1) 市内に事業所又は活動拠点を有する団体で、地域支援活動の実績があること。

(2) 認知症の相談又は支援を行い、積極的に認知症に関する普及啓発活動を行うことができること。

(3) 認知症カフェを年間４回以上開設し、１回当たり９０分以上開設できること。

(4) 団体としての運営及び会計処理が適正に行われていること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、認知症カフェの運営に必要な人件費、報償費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料とする。

（実施期間）

第５条　補助事業として実施する期間は、単年度とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、年間６万円を上限とする。ただし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第７条　申請者は、西条市認知症カフェ開催費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて補助事業の実施前に市長に提出しなければならない。

(1) 西条市認知症カフェ事業事業計画書

(2) 西条市認知症カフェ事業収支予算書（様式第２号）

(3) 団体の定款、規約、会則等

(4) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

（決定の通知）

第９条　市長は、補助金の交付を決定したときは、西条市認知症カフェ開催費補助金交付決定通知書（様式第３号）によりその決定の内容及び当該決定に付した指示又は条件を通知するものとする。

（変更交付申請）

第１０条　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ西条市認知症カフェ開催費補助金変更交付申請書（様式第４号）に変更内容の分かる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（交付及び実績報告）

第１１条　補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、当該事業の完了後1月以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 西条市認知症カフェ事業請求書（様式第５号）

(2) 西条市認知症カフェ事業実績報告書（様式第６号）

(3) 西条市認知症カフェ事業報告書（様式第７号）

(4) 西条市認知症カフェ事業収支決算書（様式第８号）

(5) 事業に支出した領収書の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

２　市長は、前項各号に掲げる書類の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第９条の指示又は条件に違反したとき。

（個人情報等の取扱い）

第１３条　補助事業者は、事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（留意事項）

第１４条　補助事業者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。

(2) 市民が認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。

(3) 本補助事業に係る経費と他の事業に係る経費とを明確に区別すること。

(4) 認知症カフェの運営について、市の助言、協力を得ること。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和2年9月3日（要）告示第82号）

この告示は、令和２年９月３日から施行する。

附　則（令和3年3月8日（要）告示第11号）

この告示は、令和３年３月８日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

西条市認知症カフェ開催費補助金交付申請書

　年　月　日

西条市長　　殿

住 所（所 在）

（　名　称　）

（代表者）氏名　　　　　　　　　　㊞

　　　　年度において下記のとおり認知症カフェ事業を実施したいので補助金を交付されたく西条市認知症カフェ開催費補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助申請額 | 円 | | | | | |
| 事業名 |  | | | | | |
| 事業施行施設名 |  | | | | | |
| 事業の目的 |  | | | | | |
| 事業の内容 |  | | | | | |
| 補助事業に要する経費 | 予算総額 | 財源内訳 | | | | |
| 県補助金 | 市補助金 | 自己資金 | その他 | 計 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|  | ％ | ％ | ％ | ％ | 100.0％ |
| 同上財源の割合 |  | | | | | |
| 着手・完了予定年月日 | 着手　　　年　月　日　　　完了　　　年　月　日 | | | | | |
| 事業の効果見込 |  | | | | | |
| その他特記事項 |  | | | | | |

添付書類

１　西条市認知症カフェ事業計画書

２　西条市認知症カフェ事業収支予算書

３　その他必要と認めるもの

様式第２号（第７条関係）

西条市認知症カフェ開催費補助金収支予算書

１　収入の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 本年度  予算額 | 前年度  予算額 | 比較増減 | | 備　　考 |
| 増 | 減 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 本年度  予算額 | 前年度  予算額 | 比較増減 | | 備　　考 |
| 増 | 減 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

様式第３号（第９条関係）

令達記号番号

令達先

西条市認知症カフェ開催費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付で申請のあった　認知症カフェ事業に対し、西条市認知症カフェ開催費補助金交付要綱第９条の規定により次の条件をつけて、　　　年度において西条市認知症カフェ開催費補助金　　円を交付する。

　　年　　月　　日

西条市長　　　　印

条件

１　この補助金は、本補助事業の目的外に使用してはならない。

２　事業完了後又は交付の決定に係る会計年度終了時に実績報告書を提出すること。

３　この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。

４　西条市補助金等交付規則第１４条又は西条市認知症カフェ開催費補助金交付要綱第１２条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。

５　４により取り消した場合は、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

６　５により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５％の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

７　５により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５％の割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。

様式第４号（第１０条関係）

西条市認知症カフェ開催費補助金変更交付申請書

年　月　日

西条市長　　殿

住 所（所 在）

（　名　称　）

（代表者）氏名　　　　　　　　　　㊞

　　　　年　月　日付け　　　　第　号で交付決定のあった西条市認知症カフェ開催費補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |

様式第５号（第１１条関係）

西条市認知症カフェ事業請求書

　年　月　日

西条市長　　殿

住 所（所 在）

（　名　称　）

（代表者）氏名　　　　　　　　　　㊞

請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

上記金額を　　年　　月　　日付け　　　　第　　号による西条市認知症カフェ開催費補助金として請求します。

様式第６号（第１１条関係）

西条市認知症カフェ事業実績報告書

　年　月　日

西条市長　　殿

住 所（所 在）

（　名　称　）

（代表者）氏名　　　　　　　　　　㊞

　　　　年度において　　　第　　号により交付を受けた補助金について、次のとおり西条市認知症カフェ開催費補助金交付要綱第１１条の規定により関係書類を添えて実績報告をします。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金額 | 円 | | | | | |
| 事業名 |  | | | | | |
| 補助事業費 | 決算総額 | 財　源　内　訳 | | | | |
| 県補助金 | 市補助金 | 自己資金 | その他 | 計 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 同上財源の割合 |  | ％ | ％ | ％ | ％ | 100.0％ |
| 着手・完了予定年月日 | 着手　　年　月　日　　　　完了　　年　月　日 | | | | | |
| 事業の効果 |  | | | | | |
| その他特記事項 |  | | | | | |

添付書類

１　西条市認知症カフェ事業実績書

２　西条市認知症カフェ事業収支決算書

３　その他参考となる資料

様式第７号（第１１条関係）

西条市認知症カフェ事業報告書

組織名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施年月日 | 内容 | 従事者 | 参加人数 |
|  |  |  |  |

様式第８号（第１１条関係）

西条市認知症カフェ事業収支決算書

１　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減 | 備　　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |